

○帯広市ポロシリ自然公園条例

平成14年3月25日条例第3号

改正

平成15年3月28日条例第15号
平成15年10月1日条例第26号
平成16年12月14日条例第41号
平成20年3月7日条例第1号
平成23年9月22日条例第18号
平成28年9月30日条例第35号

帯広市ポロシリ自然公園条例

(設置)

第1条 自然とふれあうことを通じ、市民の心身ともにより豊かで潤いのある生活の創造を支援するため、自然公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自然公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 帯広市ポロシリ自然公園

位置 帯広市拓成町

(利用期間)

第3条 自然公園のうちキャンプ場、自然観察体験施設及び自然加工体験施設（以下「キャンプ場等」という。）の利用期間は、6月の第1土曜日から9月の最終日曜日までとする。ただし、市長が必要と認めたとき、又は第17条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

(使用時間等)

第4条 自然公園のうちキャンプ場の使用時間及び入退場時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたとき、又は第17条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

区分	使用時間	入退場時間
宿泊	初日の午後1時から翌日の午前10時まで (ただし、2泊以上する場合は翌日以降の午前10時から午後1時の間も使用できるものとする。)	入場 初日の午後1時から午後5時 退場 最終日の午前10時まで
日帰り	午前10時から午後4時まで	入場 午前10時から 退場 午後4時まで

2 自然公園のうち自然観察体験施設及び自然加工体験施設の使用時間は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めたとき、又は第17条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

(使用許可)

第5条 自然公園のうちキャンプ場等を使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、自然公園の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項のキャンプ場等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 自然公園の施設及びその備付物品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他自然公園の管理運営上適当と認め難いとき。

（使用料等）

第7条 第5条の規定によりキャンプ場等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた時に、別表に掲げる使用料及び暖房料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の不還付）

第9条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が、特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

（1） 公益上又は自然公園の管理運営上やむを得ない理由が生じたとき。

（2） 第6条各号に該当すると認めるとき。

（禁止行為）

第11条 自然公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1） 自然公園の施設を損傷し、又は汚損すること。

（2） 立木を伐採すること。

（3） 所定の場所以外にごみその他汚物を捨てること。

（4） 立入禁止区域に立ち入ること。

（5） 指定した場所以外に車を乗り入れ、又は駐車すること。

（6） 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

（7） 前各号のほか、市長が自然公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

（監督処分）

第12条 市長は、前条各号に規定する行為を行った者に対して行為の中止、原状回復又は自然公園からの退去を命ずることができる。

（使用の禁止又は制限）

第13条 市長は、自然公園の施設の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は自然公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、自然公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて自然公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

（特別施設の設置等）

第14条 自然公園の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（原状回復）

第15条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を当該使用者から徴収する。

（損害賠償）

第16条 何人も自然公園の施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

（管理の代行）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に自然公園の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第18条 前条の規定により指定管理者に自然公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 施設の使用許可等に関する業務
- (3) 観光振興に関する業務
- (4) その他前3号を遂行するために必要な業務

2 前条の規定により指定管理者に自然公園の管理を行わせる場合における第5条、第6条、第10条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第19条 第17条の規定により指定管理者に自然公園の管理を行わせるときは、当該指定管理者にキャンプ場等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。この場合において、第7条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、第7条の規定による使用料等の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。

5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任規定)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成14年規則第45号で、平成14年7月6日から施行)

附 則 (平成15年3月28日条例第15号)

この条例は、平成15年6月7日から施行する。

附 則 (平成15年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年12月14日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、改正前の（中略）帯広市ポロシリ自然公園条例（中略）の規定により許可を受けたものに係る手数料及び使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月22日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の各手数料の規定又は各公の施設の使用料の規定は、平成24年4月1日（以下「適用日」という。）以後に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前に行われる申請その他の行為に係る手数料又は適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の各公の施設の使用料の規定のうち、回数券その他の前払いにより券を購入するもの（以下「回数券等」という。）に係るものについては、適用日以後に購入する回数券等に係る使用料について適用し、適用日前に購入する回数券等に係る使用料については、なお従前の例による。

4 第2項及びこの条例による改正後の各公の施設の使用料の規定にかかわらず、この条例の施行の

日前に許可を受けた適用日以後の公の施設の使用に係る使用料については、この条例による改正後の使用料の額とこの条例による改正前の使用料の額とを比較して少額のものとするを基本に、当該各公の施設の設置者が別に定める。

附 則（平成28年9月30日条例第35号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の帯広市ポロシリ自然公園条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行前に市長が行った使用許可その他の処分又は市長に対して行われた申請その他の行為は、この条例の施行の日以後においては、指定管理者が行った使用許可その他の処分又は指定管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

別表（第7条関係）

区分			単位又は時間帯	使用料	暖房料
キャンプ場	オートサイト	電源付き	1サイトにつき	3,000円	—
		電源なし	1サイトにつき	1,800円	—
	フリーサイト		1張につき	800円	—
自然観察体験施設	研修室		午前9時から正午まで	1,800円	250円
			午後1時から午後5時まで	2,400円	250円
			午後6時から午後10時まで	3,000円	250円
自然加工体験施設	研修室		午前9時から正午まで	1,800円	250円
			午後1時から午後5時まで	2,400円	250円
			午後6時から午後10時まで	3,000円	250円

備考

1 キャンプ場の使用料は、1泊又は1日の金額とする。

2 暖房料は、通気する場合に徴収する。